

あおり運転（妨害運転）に対する罰則が2020年6月に創設されましたが、いまだにあおり運転はなくなりません。

あおり運転を受けた場合は、サーブスエリアやパーキングエリア等、交通事故

に遭わない場所に避難するとともに車外に出ずに、すぐに110番通報しましょう。また、ドライブレコーダーは、運転行為が記録され、悪質運転者に対しても抑止効果となるた

あおり運転をしない・させない

め、積極活用しましょう。車を運転する際は、周りの車の動きなどに注意し、相手を思いやり、ゆずり合って運転をすることが大切です。また、交通事故防止のためには、前の車が

急に止まっても、追突しないような安全な速度と車間距離を保つことが必要です。交通ルールを守った正しい運転で、皆が安全・快適に通行できる交通環境をつくりましょう。

交通安全三メモ